

白山市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

平成31年1月28日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 (1) 総務課、財政課（含 行政経営室）、納税課、
長寿介護課（含 地域包括支援センター）、
松任図書館（総務課・図書サービス課）
(2) 農業振興課（含 道の駅推進室）、白山ろく産業土木課、
学校教育課（含 教育センター）、
生涯学習課（含 子ども相談室）
(3) 市民税課、資産税課、危機管理課、こども子育て課、
環境課
- 2 監査実施日 (1) 平成30年10月26日（金）
(2) 平成30年11月27日（火）
(3) 平成30年12月26日（水）
- 3 監査実施場所 (1)(2)(3) 監査委員事務局
- 4 監査対象 (1) 平成30年4月1日から平成30年8月31日執行分
(2) 平成30年4月1日から平成30年9月30日執行分
(3) 平成30年4月1日から平成30年10月31日執行分
- 5 監査項目 財務に関する事務の執行状況
契約に関する事務の執行状況
財産管理及び施設維持管理状況
その他必要と認める事項
- 6 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 西川 寿夫

7 監査の方法

財務に関する事務等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の財務に関する事務、事業の管理状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。

意見・要望及び指摘事項

<総務課>

- ・町内会集会所用地の貸付契約について、契約書類を整備されたい。

<納税課>

- ・適正な債権管理を行うために、白山市債権管理委員会を毎年開催されたい。

<松任図書館図書サービス課>

- ・子どもゆめ基金助成金を利用した子どもの読書活動経費について、支払い方法に改善を要する。

<生涯学習課>

- ・市が執行するレッツホールつるぎ施設使用料について、検討されたい。

<市民税課>

- ・白山市税条例に基づき、入湯税の特別徴収義務者から、期限内に入湯税納入申告書が提出されるよう鋭意努力されたい。